



今月のお知らせ

新型コロナウイルスの感染状況によっては、事業を変更する場合があります。ご了承ください。

手話教室

日時：11月15日(水) 19時30分～

持ち物：筆記用具

「手話で簡単な日常会話、子どもから大人まで楽しく学びましょう。」



ペン習字(いきいき)教室

日時：11月20日(月) 13時30分～

内容：「絵手紙」「実用的な書」など

準備：筆ペン

～いつでも、どこでも、誰でも、楽しめること。～



さわやかサロン

日時：11月16日(木) 13時30分～

内容：みんなで手わやく

簡単な作品を作りながら
みんなでおしゃべりしましょう!

ゆとり教室

日時：11月29日(水) 11時00分～

場所：上米積 老人憩いの家

法話：阪本 仁さん

「一緒に生命の大切さを考えましょう」



「みんなの楽級」参加者募集!

日時：12月2日(土) 14時～

内容：「ガーテニング教室」

参加費：(材料代) 1,000円程度

季節の花で彩った寄せ植えを作ります。

材料の準備の都合もありますのでお申し込みください。

みなさん、一緒に作ってみませんか?



参加申込先：さわやか人権文化センター(電話 28-2017)
申込締切：11月24日(金)

困りごとはありませんか? 人権が侵害されていませんか?

悩みごと・生活に困っていることがありましたら、どんなことでも、1人で抱えこまずにご相談ください。

倉吉市役所人権政策課
さわやか人権文化センター

差別落書きや差別発言などに遭遇しましたら、倉吉市人権政策課もしくは人権文化センターにご相談ください。

電話 22-8130
電話/fax 28-2017

さわやか人権文化センターだより

さわやか

2023年11月1日発行 No.349

【発行所】さわやか人権文化センター

【所在地】〒682-0602

倉吉市上米積 1074-1

【電話兼ファックス】0858-28-2017

【メールアドレス】sawayaka@ncn-k.net

センターだより「さわやか」に関するご意見・ご要望をお寄せください。

第26回さわやか人権フェスティバル

日時：12月8日(金)～12月12日(火) 会場：さわやか人権文化センター 他

テーマ：みんなでつくろう 人権の和
～取り戻そう 地域のつながり、地域の力～

《人権学習活動発表》 12月8日(金)
午後7時～

会場：高城コミュニティセンター
(倉吉市上福田)

児童・生徒たちの「人権学習」の取り組みで行われた人権学習活動を発表します。



(昨年度の様子)

《作品展示》 12月9日(土)～12日(火)
午前10時～午後5時
(11日は午後7時まで)

会場：さわやか人権文化センター

手芸品、寄せ植え等教室作品及び個人の作品、
保育園・児童センター・小学校児童・中学校生徒の共同作品、
食生活改善啓発など展示します。



(昨年度の様子)

《映画上映》



映画「破戒」上映

会場：さわやか人権文化センター

2022年に全国水平社創立100周年記念として制作・上映された映画「破戒」を上映します。主演 間宮祥太郎。

共催：部落解放同盟倉吉市協議会(高城・北谷ブロック)

上映日
12月9日、10日

上映時間は
後日ご案内します。

調査活動に頑張っています！

久米中学校学習会

久米中学校の学習会では、5人の仲間で学習に取り組み、頑張っています。

今年度の人権学習活動発表では、フィールドワークに出かけ、二つの“むら”の歴史を学び、住みよい暮らしのできる新しいまちづくりについて調べ、違いや共通点についてまとめ、発表する予定です。



フィールドワークの活動では、実際に現地を見て説明を聞き、熱心にメモを取りながら学習をしています。

これからの学習会では調べたことを基に発表用の原稿をまとめていきます。

発表会本番での素晴らしい発表に期待しています。



「人権問題を深く知りたい」

中部地区高校解放研・高校友の会交流会

10月24日（火）、中部地区の高校生26名が集い、部落問題をテーマに学習と意見交換をしました。学習講演では「先輩に学ぶ」として、高校で解放研活動を経験し卒業後も活動している青年より、「仲間との出会い」「部落差別を無くする力をつける」「共に学ぶ」「活動する仲間の大切さ」などを学びました。



意見交換では討論の柱を「①部落差別はあると思うか?」「②『寝た子を起すな』について」「③あなたにとっての部落差別のイメージとは?」「④どこからが差別になるのか? 思うこと? 行動?」「⑤学校への人権教育の授業について」として、5分散会に分かれ、さまざまな意見を出し合いました。

高校生の意見（一部）

「小・中学校で人権を学んだのが数回。人権のことについて深く知りたくて参加した」

「部落差別はあると思う。ネットとかの書き込み。みんなの意識。人の心」

「被差別部落の人はかわいそうなイメージだったが、自分たちで闘っていて、すごい人のイメージに変わった」

「僕の父は、僕が小さいときから事故で車椅子生活。父からは『かわいそうだと思うな』とされている。障がいはいはあたりまえになっている。父に感謝している」

部落差別を無くす学習・研修が他の人権の取り組み・学習の基となっています。無知・無関心・無理解は差別の解消にはつながりません。学習の積み重ねが大切であることを、改めて感じました。

ハラスメントは個人の関係性の問題ではない

ハラスメントは深刻な問題

ハラスメントとは、相手に対して行われる「嫌がらせ」のことです。男女問わず性的な嫌がらせを行うセクシャルハラスメント（セクハラ）や地位権力などを背景に相手に嫌がらせを行うパワーハラスメント（パワハラ）など、様々な種類のハラスメントがあります。

セクハラなどハラスメントに対する意識は変化しつつあります。一方で、社会的構造上の問題を背景とするのに、個人の関係性の問題に矮小化される向きはまだあります。セクハラ問題においても、被害者に落ち度はあったはずだと、逆に被害者を批判する言動も見受けられます。加害者は“それくらいのこと”と軽く考えてしまう風潮も存在していますが、被害者にとっては一生にかかわることにもなります。

最近セクハラを『性被害』と表現する報道など、深刻な問題としてとらえるケースが増えています。

セクハラによる恐怖は将来へもかかわる

セクハラ被害者は、不快感、恥ずかしさ、腹立たしさだけでなく、恐怖や無力感にとらわれることもあります。そんな気持ちが続いて仕事への意欲がそがれることもあるでしょう。会社に行くのが苦痛という気持ちにもなるでしょう。そして、体調を崩したり、うつ病や対人恐怖症、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神疾患を患う人がいます。雇い止めや退職に追い込まれ、経済的貧困に陥るケースもあります。セクハラ被害の“その時”で終わりではなく、将来にわたって被害者の人生に大きく影響する場合もあります。



セクハラは違法…

1992年4月、セクハラ違法性を認めた日本初の判決が福岡地裁で言い渡されました。

日本が女性差別撤廃条約に署名した1980年、Hさんは新卒で福岡市内の会社に就職。「お茶くみをさせられ、体を触られ…。仕事も男性の補助でした」。

転職先は希望していた編集業。Hさんに仕事の指名が集中するようになると、仕事にルーズな男性上司は嫌がらせを始めました。婦人科系疾患でHさんが入院する際は「ふしだらだから」と言われ、経営幹部に相談しても「女は男を立てるべき」と退職を迫られました。「なぜ女性だけがこんな目に遭うのか」と提訴を決め、裁判の準備過程でこういう嫌がらせを“セクシャルハラスメント”と呼ぶと知りました。

多くの女性の思いも背負い「原告A子」として法廷に立ちましたが、侮辱された悲しみ、法廷で傷口を再びえぐられるような経験をした痛みは消えません。

(2023.7.30付新聞報道より)

2022年度 労災認定を受けた精神障害 原因は4年連続、ハラスメント最多

厚生労働省は、仕事原因でうつ病などの精神障害を発症し、2022年度に労災認定を受けたのは710件だったと発表しました。

原因別ではパワハラが147件と最多で、改善が進まない職場の実態が改めて浮き彫りになっています。パワハラに次いで多かったのが、「悲惨な事故や災害の体験、目撃」の89件、「仕事内容や仕事量の変化を生じさせる出来事があった」が78件でした。「同僚などによる暴行、いじめ、嫌がらせ」や「セクハラ」も目立っています。

